

平成29年度 自己点検・自己評価表

弘前学院大学

1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1)大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科等の目的を適切に設定しているか。	○学部においては、学部、学科、又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 ○大学の理念目的と学部・研究科の目的の関連性	S Ⓐ B C	文学部 ○適切に設定されている。	
			社会福祉学部 ○人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に定めている。	○学生へのヒアリング等を行い、学生の修学に関するニーズを把握することで、学生の個別性に対応した理念や目的を検討する。
			看護学部 ○大学の理念と関連させたアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについて議論し、作成した。 ○新カリキュラム改訂を議論する中で、看護学部の教育実態を明らかにし、教育の方向性を共有することができた。	
			文学研究科 ○文学研究科の目的については、すでに明文化していたが、見直しを行った。研究目的の柱となる「言語」「文学」「文化」の中で、「言語」についてはあまり触れられていなかったため、その点を明確化して、目的がわかりやすく伝えられるように改善した。 ○大学の理念目的と本研究科の目的の関連性については、明文化している。	○改善した点に関して、今後も検証していく。
			社会福祉学研究科 ○本学には畏神愛人というキリスト教に基づく人間教育の理念がある。研究科においてはその目標・目的を掲げて人材育成に努めてきた。但し、学則には明示しない。	○研究科の学則が改正され、研究科の目的が明示された（学則第3条の2）。
			大学全体 ○大学の理念・目的については、学則第1条に、各学部・学科の目的・目標については、同じく第3条の2に明示している。 ○理念や目的は、キリスト教主義をベースにしながらも、大学を取り巻く教育環境や地域の実情、保護者や学生の二	○大学を取り巻く社会情勢や教育環境、地域の実情、保護者や学生のニーズ等を的確に把握し、自己点検・自己評価委員会、新戦略会議、教授会、大学協議会等の既存の組織を活用して、総合的に検証する。

			ーズ等を考慮しており、現時点においては適切である。	
(2) 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に公表しているか。	○学部においては、学部、学科、又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	S A B C	文学部 ○教職員、学生に対しては、リトリート（宿泊研修）、特別礼拝などの機会に周知され、社会に対しては大学ホームページや出版物などで公表されている。	○前年度の反省点を受けて、特別な時間を確保することを目指す。新入生リトリート、3年生リトリートの実施時に特別に「建学の精神」の時間を設け、講義／議論の後にはレポートを課す、など。 ○また、大学ホームページ上に建学の精神について説明する動画をアップしたり、SNS上で公開するなど、高校生大学生になじみやすい形を模索する。
			社会福祉学部 ○学生便覧に記載し、毎年度始めの学生へのオリエンテーションで確認している。 ○今年度は新たに授業評価アンケート結果報告書、新入生リトリートの実施による建学の精神の学び、学修支援の効果調査報告、障害学生支援ハンドブック、社会福祉教育研究所報を発行し、それら刊行物の表紙裏等に建学の精神及び学部の教育目標を掲げた。 ○ウェブサイトの学部紹介欄にも掲載し、広く社会に公表している。	○引き続き、発行する刊行物には必ず建学の精神、学部の教育目標を掲げて周知に努めるとともに、ウェブサイトの学部紹介欄を充実する。
			看護学部 ○看護学部で必要とする人材の数量は共有できているものの、質に関する議論は実施しているが合意は困難である。 ○学部教員の人材育成については、FD委員会を中心に議論が始まった段階である。	○大学における看護系教育のあり方について共有できていないので、今後の議論のテーマとしていく。
			文学研究科 ○大学院要覧およびリーフレットに目的を明示するとともに、ホームページにおいても公表している。 ○学生に対しては、学期初めのオリエンテーションにおいて理念と目的を周知している。	○今回見直しを行ったので、4月以降にホームページに載せる。
			社会福祉学研究科 ○教育理念・目的については年度初めに大学院要覧でオリエンテーションを実施し、理解を深めさせている。ホームページ、ポスター、リーフレット、弘学時報を通じ周知に努めている。	○研究科の新アドミッションポリシーを募集要項に記載する。

<p>(2) 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に公表しているか。</p>	<p>○学部においては、学部、学科、又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>大学全体</p> <p>○周知・公表については、大学案内、募集要項、学生便覧、大学院要覧、ホームページ、リーフレット等で大学構成員（教職員及び学生）や外部に周知を図っている。さらに、新入生に対しては、新入生オリエンテーションや新入生リトリート、在学生に対しては、在学生オリエンテーション等で詳細に説明し、周知徹底を図っている。</p> <p>○学則については、学内イントラネット、学生便覧、大学院要覧へ全文を掲載している。2016（平成28）年度からはホームページでも公開している。</p>	<p>○教職員や学生、保護者、社会への周知状況や公表の方法については、概ね基準を充足していると考えているが、自己点検・自己評価委員会、新戦略会議等において、より効果的な周知方法について検討する。</p>
<p>(3) 大学の理念・目的・各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。</p>	<p>○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>文学部</p> <p>○概ね4年に一度のカリキュラム改訂の時に、全面的な検証を行う慣例である。</p> <p>○2017（平成29）年度内に新カリキュラムを策定し、2018（平成30）年度新入生から適用を開始した。この、通称2018（平成30）年カリキュラムは、最速の場合2年後（2020（平成32）年度）の4月からコース制に移行できるように考えられており、中長期的な計画設定の一環ともなる、優れたものに仕上がっている。</p> <p>○新カリキュラムの具体的な内容については、大部となるのでこの表内には記述できない。別紙資料を参照のこと。</p> <p>社会福祉学部</p> <p>○社会福祉学部中期目標計画（2018（平成30）～2020（平成32）年度）を作成している。</p> <p>○初年度の間評価、年度末評価書を作成しPDCAサイクルにより2019（平成31）年度の目標値と実施計画の見直しと修正を行っている。</p> <p>看護学部</p> <p>○看護系大学の教育のあり方は、全国レベルで議論が行われている状況であり、2017（平成29）年10月に文部科学省から看護教育モデル・コア・カリキュラムが発表された。</p> <p>○2017（平成29）年度当初よりコア・カリキュラムの議論を行ってきた。こうした中で、将来を見据えた計画的な学部運営の重要性を認識した。</p>	<p>○継続的で専門的な検証組織の必要性が議論されている。</p> <p>○2019（平成31）年度（中期目標2年目）の目標達成に向けて引き続きPDCAサイクルにより取り組む。</p> <p>○中長期の計画と単年度の計画を連動しながら改革を進めていく必要がある。</p>

(3)大学の理念・目的・各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定	S Ⓐ B C	文学研究科 ○中・長期の計画については、研究科長を中心に将来設計を描いている。教員の配置など要望しているところである。	○中・長期の計画については、今後も継続的に意見交換を行っていく。また、今後も大学とはかりながら、改善していく。
			社会福祉学研究科 ○研究科の点検・検証だけでなく、学部との連携により、その適切性について総合的な検証を行っている。	
			大学全体 ○2016（平成28）年に将来を見据えて、重点的に取り組むべき事項をまとめた「弘前学院大学中期目標・計画」を作成し、理事長、学長、学部長、学科長、各主任、事務長等からなる情報交換会において、取組状況のチェックや評価を行っている。	○弘前学院大学中期目標・計画については、次年度より、設置運営要綱を作成して位置づけを明確にした新戦略会議において、取組状況のチェックや評価、修正を重点的に行う予定である。

2 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1)内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）	S Ⓐ B C	大学全体 ○理事長、学長、学部長、学科長、各主任、事務長、各課長等からなる自己点検・自己評価委員会を組織し、大学基準協会が示す基準について共通理解を図りながら、点検評価を行っている。具体的には、大学基準協会が示している10項目の大きな基準と、基準ごとの複数の点検・評価項目からなる自己点検・自己評価表を作成し、それに基づいて点検・評価が行われている。今年度からは新基準に則った点検・評価表を新たに作成し、第1回自己点検・自己評価委員会で提示・説明し、新しい観点からの点検・評価が確実に行われるよう配慮している。 ○「10年後の弘前学院大学」を見据えた中長期目標実施計画において、内部質保証のための全学的な方針を示している。方針に基づき、3か年の短期目標とその達成に向けた各年度の学部目標を設定し、PDCAサイクルにより取り組んでいる。 ○内部質保証に関しては、学部全体の教育の方向性に沿った委員会活動に弱点が見られる。委員会活動の中でも、学生委員会および国家試験対策委員会、FD委員会は、PDCAサイクルに則って活動を実施しているものの、他の委員	○教授会において学部長から、改めて内部質保証に向けた方針と前年度の進捗状況等を報告し、教員の一層の意識化を図る。 ○PDCAサイクルに則って、実態を把握し、活動を推進できるような考え方を共有することが必要であるので、共通理解を図る工夫をする。

<p>(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。</p>	<p>○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</p> <p>○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>会活動においては行うことができていない。</p> <p>大学全体</p> <p>○自己点検・自己評価委員会が実施主体となり、各学部・学科・各部署において、責任をもってそれぞれの担当部分の点検・評価を実施している。その結果については年度末に、自己点検・自己評価委員会事務局へ提出している。</p> <p>○学部長、学科長、学務主任、学生主任を構成メンバーとする内部質保証の推進に責任を負う学部内体制を整えている。</p> <p>○社会福祉学部において、学長・学部長決裁によりFD委員会を学科の所属から学部組織化の委員会に昇格させ機能権限の充実化を図り、学部のFD委員会規定を作った。</p> <p>○現在の学務・学生・総務・就職・入試広報といった縦割り組織体制ではなく、横断的な新たな組織が必要である。例えば、「社会貢献」に関しては、多様な活動を行っているものの、それらの実践を束ねる組織がないため、公表できずに活動が埋もれている状況にある。</p>	<p>○中期目標・計画の中には、自己点検・自己評価表の項目と関連する取組が多いので、中期目標・計画の評価結果や改善状況を自己点検・自己評価表の関連する項目に反映させるようにする。</p> <p>○社会福祉学部において、学部長、学科長、学務主任、学生主任にFD委員長を加えた5者による体制とし、内部質保証に責任を負う学部内組織を強化する。</p> <p>○全学的組織として、新たなキーワードに基づいた事務部局の再編成を検討し、全学的な組織整備を行う。</p> <p>○他の部署との兼務でも良いので、「社会貢献室（仮称）」の設置を検討する。</p>
<p>(3) 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。</p>	<p>○学位授与方針、教育課程・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>○点検・評価における客観性、妥当性の確保</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>大学全体</p> <p>○自己点検・自己評価表は、PDCAサイクルが機能するよう取組・達成状況の記入欄と、課題・改善方策の記入欄を設けているが、記入内容が課題の指摘に留まり、改善方策等に関する具体的な記入があまり見られないため、次年度の目標・計画にうまくつながらない状況にある。そのため、課題の改善・解消のための方針や具体的取組、到達目標を記入できるようにした「課題改善計画一覧表」を新たに作成し、2016（平成28）年度より点検・評価表とともに提出させている。</p> <p>○知的基盤社会、大学入試制度改革など時代の要請や本学の建学の精神と使命に基づく、新たな学位授与方針、カリキュラム編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を立案した。</p> <p>○シラバスの作成様式を定め、各授業科目の授業時間外の学修を含めた教育内容や成績評価基準を把握しやすくすることで、学生の学修の充実を図った。</p> <p>○カリキュラムマップを作成し、カリキュラムの体系性や順序性をわかりやすく示した。2017（平成29）年度10月の認証評価現地視察時に指摘されたカリキュラムマップをホームページで公開すること、教員の持ちコマ負担の</p>	<p>○点検・評価における客観性、妥当性を確保するためには、自己点検・自己評価委員会に外部委員を委嘱するなどの対策が必要であり、次年度の重点課題として検討する。</p> <p>○全学的な体制の整備が求められている。内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、全学FD委員会、情報交換会、自己点検・自己評価委員会、新戦略会議等のいずれなのか明確になっていない。組織の相互の関連、守備範囲を明確にする必要がある。また、学部内組織についても同様である。</p> <p>○多様な会議で同じような事柄が議論されているので、方針・役割・活動内容を一元的に議論するため、会議を整理統合し、全学的な組織との関連も明らかに示す。</p> <p>○学部内の具体的な運営に関しては、さらにできる限り規則等を明文化し、共有化することを徹底する。</p>

			<p>軽減を図ること、社会福祉教育研究所の活動実績を所報にまとめることなどの項目については速やかに改善し、適切な対応をした。改善内容については教授会で学部長が報告しその妥当性を教員間で確認・検証した。</p> <p>○看護学部内の各種委員会における所掌事項は、2年前より役割を明確にしたことで、書面で共有できている。また、教育内容における申し合わせ事項やルールは、順次明文化し、共有している。</p>	
<p>(4) 教育研究活動、自己点検・自己評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</p>	<p>○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>○公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>○公表する情報の適切な更新</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>大学全体</p> <p>○各学部・学科・各部署から提出された点検・評価結果については、自己点検・自己評価委員会事務局において取りまとめ、各学部、学科、担当部署において再度確認した後、ホームページ上で公開している。</p> <p>○社会福祉学部において、社会福祉実習報告書・精神保健福祉実習報告書を発行し、実習教育の成果を公表した。また、社会福祉学部研究紀要・社会福祉教育研究所所報・障害学生支援ガイドブックを発行した。</p> <p>○社会福祉学部ホームページの教員紹介欄で教員の研究動向を紹介している。また、社会福祉実習、精神保健福祉実習に取り組む学生の様子を紹介し、実習教育の成果を公表している。</p> <p>○看護学部紀要に教育活動の一部が公表されているものの、各教員の教育・研究活動の全体像の公表には至っていない。</p>	<p>○ホームページ管理者との連携を図り、適切に公表をする。</p> <p>○引き続き刊行物の発刊とウェブサイト情報の更新を図り情報公開性を高める。</p> <p>○各教員の自己点検・評価結果が明確にされるような方法や組織が不十分であるので、客観的な自己点検・評価を可能とする共通のフォーマットを作成し、教員が作成する必要がある。また、教育・研究全般を評価できる新たな組織の設置について検討する必要がある。</p>
<p>(5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S A Ⓑ C</p>	<p>大学全体</p> <p>○取組状況の点検・評価については、各学部・学科・部署に任せており、実施方法については正確に把握していないが、基本的には組織レベルでの点検・評価となっている。</p> <p>○適切性の検証や改善については、自己点検・自己評価委員会における定期的な会議や自己点検・自己評価表の作成、課題改善計画一覧表の作成等をとおして行われている。</p> <p>○社会福祉学部内で中期目標2017（平成29）年度の間評価および年度末評価を実施した。また、認証評価報告書や自己点検報告書、中期目標2017（平成29）年度の間評価および年度末評価報告書作成のため、学部長・学科長・学務主任・学生主任が毎月1回ペースで検証することを継続する。また、検証結果を随時、学部長が教授会で報告して客観的な検証に努める。</p>	<p>○個人レベルでの点検・評価や人材評価等については行っていないが、教員に関しては、以前よりポートフォリオを利用した自己評価と研究費配分に関する案を提示しており、機会をとらえて実施したい。</p> <p>○社会福祉学部では、認証評価の保留期間中の改善活動の報告書、自己点検報告書、中期目標2018（平成30）年度の間評価および年度末評価報告書作成のため、学部長・学科長・学務主任・学生主任が毎月1回ペースで検証することを継続する。また、検証結果を随時、学部長が教授会で報告して客観的な検証に努める。</p>

		<p>く改善を速やかに行うことができた。</p> <p>○看護学部では、昨年度より全学的にPDCAサイクルに則った活動展開方法が適されてきたので、学部としてもこうしたマネージメントサイクルに基づいた活動の推進がやりやすくなった。ただし、教員によっては、客観的なPDCAサイクルのような運営方法ではなく、自らの勤や経験に頼る方法で運営していることは否めない。</p>	<p>○大学及び学部運営がPDCAサイクルに則り行われていくことにより、身近な委員会活動もこうしたサイクルによる運営に変化していく可能性が高くなることを期待したい。</p>
--	--	--	--

3 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
<p>(1)大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。</p>	<p>○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性</p> <p>○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性</p> <p>○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>大学全体</p> <p>○本学は1886（明治19）年に創設された女子普通教育学校を基盤に、1971（昭和46）年に文学部2学科の単科大学として開設された。その後、地域社会のニーズを踏まえ、1999（平成11）年には社会福祉学部、2003（平成15）年には社会福祉学研究所、2005（平成17）年には看護学部と文学研究科を増設し、現在は3学部4学科2研究科の総合大学として、専門的な知識や技術の教授研究、「畏神愛人」に基づく人間教育を実践している。</p> <p>○学内組織として宗教部を設け、キリスト教に基づく人間教育の充実と努めるとともに、付属施設として地域総合文化研究所、社会福祉教育研究所、附属図書館を設置し、地域住民との交流や地域社会への貢献に努めている。また、組織の構成、管理運営の基本的な事項は、弘前学院大学組織運営規程に定められている。</p> <p>○学部と学科の設置形態は適切であり学問の動向、社会的要請に答えられている。また、留学生センターの設置など、国際的環境等への配慮もされている。</p> <p>○社会福祉学部では、支援を必要とする人々に対する、具体的支援のための方法を熟知した福祉実践者の育成を目指す「社会福祉実践コース」と、福祉マインドを持ち、福祉領域に限らず広く社会に貢献できる人材の育成を目指す「人間科学コース」の2コース制による教育を実質的にスタートさせた。コース制の実施に伴い、コースごとのディプロマポリシー原案を作成した。</p>	<p>○大学全体として、本学の理念・目的の実現が可能な教育研究組織を編成するよう努めており、組織の改廃については、大学協議会、教授会、学科会議等において、学術の進展や社会の要請等を考慮してチェック検討している。</p> <p>○留学生センターは出来たばかりで、現状ではフル稼働状態とは言えない。専任の職員が必要と考えられる。</p> <p>○社会福祉学部内で、コース会議を定期開催し、育成する人材像や教育体制、インターシップなどの学外学習活動の活性化について検討から試行段階に進める。</p> <p>○社会福祉教育研究所の規定を見直し、役目の終わった事業の廃止と必要な事業の企画といった運営の見直しを図る。</p> <p>○看護学部内の専門領域の組織構成に関しては、今後学問の動向や指定規則改訂と関連して、検討する必要がある。現在は、看護領域そのものを基礎単位の組織構成である。新たな学問領域および動向と関連した学部組織を創る必要がある。</p>

			○社会福祉教育研究所長を新たに置き、業務内容の見直しと研究所報の発行を行った。	
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	S Ⓐ B C	<p>大学全体</p> <p>○大学協議会、教授会、学科会議等において、学術の進展や社会の要請等を考慮してチェック検討し、必要に応じて適切に対応している。また、認証評価機関等の第三者機関の指摘を受けた場合には、自己点検・自己評価委員会、認証評価委員会、新戦略会議等において、検討・協議し改善を図っている。</p> <p>○組織と教員は適正に配備されているが、退職教員分の欠員について、速やかに補充できていないなど、根拠に基づく点検評価は十分であるとは言えない。</p> <p>○教授会、学務委員会等各種委員会等の運営体制が適切に整備されている。また、計画、実施、評価（記録）の資料が整備され、必要に応じた改善を行っている。社会福祉学部ホームページの教育研究業績の記載の精粗があったので、研究業績を学部紀要に掲載すると共に、社会福祉教育研究所報に社会貢献活動紹介の項を設けることで、教員の研究業績紹介を充実した。</p> <p>○看護学部では、昨年度より、PDCAサイクルに則って、学部および一部の委員会により活動計画が作成されているが、評価活動は全般的には十分に行われていない。</p>	<p>○根拠資料に関しては、各項目に対して適切な分析を行い提示している。</p> <p>○科目と担当教員の適合性については、各学部単位での検証機構を立ち上げる。</p> <p>○教授会に各委員会の担当する業務課題を報告し、分野横断的な対応・改善を図るための協議を行うことを検討する。</p> <p>○ホームページに研究業績紹介欄を新たに作り、広く一般市民向けにわかりやすく教員の研究業績を紹介できる記載様式を工夫する。</p> <p>○来年度より、全ての委員会でPDCAサイクルに則って活動を推進するシステムを提案する予定である。</p>

4 教育課程・学習成果

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	S Ⓐ B C	<p>文学部</p> <p>○学位授与方針は、ディプロマポリシーによって明確に示されており、ホームページ上に公表されている。</p> <p>○各学年ごとに標準的な履修モデルを作成し、年度当初の時点で学生に示している。</p> <p>社会福祉学部</p> <p>○コースごとの学位授与方針の原案を作成した。</p>	○個々の学生の取得予定資格、文学部ならではの特殊な方向性（例；小説家などの十作者志望）による習得すべき技能などについては、十分に対応できているとは言えない。今後創作方面に向けた学習方針の負荷が必要と思われる。

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	S A B C	看護学部 ○昨年度にディプロマポリシーを合意して公表できている。 ○アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーと「知識・技能・態度等」との関連を検討し、今後示す必要がある。一部は、新カリキュラムの作成の過程で議論し、合意することができている。	○科目ごとに、「知識・技能・態度」を、系統的かつ継続的に育成することについては議論を行っていく必要がある。
			文学研究科 ○本年度に学務委員会を中心にディプロマポリシーを明文化し、研究科委員会において定めることができた。	○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っていく。
			社会福祉学研究科 ○学位論文審査基準については、論文の指導と提出、査定と合否、面接試問と評価等について、大学院要覧（V. 修士論文）に掲載している。 ○学位授与方針については、修士課程の所定科目のうち、特論科目22単位、演習科目4単位、実習科目4単位の計30単位を履修し、提出論文の評価、面接・口頭試問の総合評価により、研究力と実践力の双方を兼ね備えたものと評価できる修士論文を提出できたものに修士の学位を授与している。	
			大学全体 ○学位授与方針を学則で示すとともに、学生便覧、ホームページなどにも掲載している。	○学位授与方針(ディプロマポリシー)、カリキュラムポリシーを、学生募集要項やホームページ等で広報する。
(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性	S A B C	文学部 ○すべて整合的に編成され、明示されている。学生便覧、シラバス、ホームページなどで完全に公開されている。	
			社会福祉学部 ○社会福祉士養成指定校規則、精神保健福祉士養成施設設置運営に関わる指針にのっとり授業科目区分、授業形態等の体系を整え教育活動を実践した。	○社会福祉士・精神保健福祉士養成校に係る法令の変更に注意しながら、基準通りの授業科目区分、授業形態等の体系を整えられるよう常に検証していく。
			看護学部 ○2017（平成29）年度より2018（平成30）年度にかけて、教育過程に関する議論を行い、新カリキュラムを作成した。	○今後も継続的に、教育課程の改善を実施する。とりわけ、本年度は「実習指導」「非常勤実習助手の役割」「教育教材」「初年次教育の充実」について検討する。
			文学研究科 ○本年度に学務委員会を中心にカリキュラムポリシーを明文化し、研究科委員会において定めることができた。	○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っていく。

<p>(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</p>	<p>○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 <p>○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性</p>	<p>S A B C</p>	<p>社会福祉学研究科</p> <p>○研究科の教育編成・実施方針に関する基本原則は大学院学則に明記している。</p> <p>○社会福祉学はその専門性においてのみならず、人間に対する深い洞察を要求される。そのためにも総合的な教養・知識が必要となる。特論科目、演習科目、実習科目、理論研究、実践研究の統合化を図る。特に社会福祉援助技術とスーパービジョンの修得、児童・家庭関係の理解と援助技術、心身障がい者や高齢者福祉についての学習が可能である。それらの点について、大学院の募集要項、要覧、ホームページ、リーフレットにおいて公表している。</p>	
<p>(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	<p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の認定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置付け（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 <p><学士課程></p> <p>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</p>		<p>S A B C</p>	<p>文学部</p> <p>○学位課程にふさわしい授業科目を開設し、体系的に編成されている。特に、2018（平成30）年カリキュラムにおいては、この点を重視し、順次性および体系性について十分に配慮したものとなった。</p> <p>○初年次教育として、新カリキュラムでは、「古文の基礎」「漢文の基礎」「言語・文学・文化の基礎」など、文学部の学問の初学者に向け、高校の勉強との接続に十分配慮した科目群を設けている。（詳細は別紙資料を参照のこと）</p> <p>○同一法人内の系列校である聖愛高等学校との間には、高校在学中でありながら一部の科目を選考修得できる制度「弘学ブリッジ」が設けられている。</p>
<p>社会福祉学部</p> <p>○社会福祉実習および精神保健福祉実習などにおいて、学生の社会的及び職業的自立を図るための教育実践を行っている。</p>	<p>○初年次教育の積み残し部分を埋めるための2年生の基礎演習Ⅱの教育が始まって2年目を迎える。基礎演習Ⅰと基礎演習Ⅱの担当者の情報交換会を開いて、その連動制を高めることで、思考力、判断力、表現力等、学生一人一人が学士力にふさわしい能力と技能を身につけられるよう、基礎教育科目の充実化を図る。</p>			

<p>(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	<p><修士課程> コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</p> <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>	<p>S A B C</p>	<p>看護学部</p> <p>○2018（平成30）年度7月に文部科学省に対し、新カリキュラムの教育課程の変更を申請した。</p> <p>○初年次教育について、2017（平成29）年度から議論を開始した。その結果、本年度より試行的に早期の段階から、看護職への理解を深めるために、看護職のゲストスピーカーを招聘するなどの試行を行っている。</p> <p>○学部教育の順序性に関しては、新カリキュラム改訂の中で議論し、共有した。</p>	<p>○新カリキュラムの実施に向けた体制の整備を検討する予定である。</p> <p>○初年次教育について、学部教育の中に位置付け、実施できるよう議論を開始する。</p>
			<p>文学研究科</p> <p>○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行っている。コースワークが計22単位、リサーチワークが計8単位とバランスが適切になるように配慮している。</p>	<p>○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っていく。</p>
			<p>社会福祉学研究科</p> <p>○受講生のレジネスを考慮して、より一般的な対象・課題領域の設定を配慮している。人間福祉専攻の趣旨から、言論、科学方法論、キリスト教社会福祉論を中心におき、特論を重視、専門性を重視している。また、実践的、臨床的講義に力を入れている。</p> <p>○3つの特定領域1) 乳幼児福祉2) 高齢者福祉3) 障害福祉に限定せず、多角的に領域を設定している。</p> <p>○アクティブ・ラーニングの視点から個々の学生の主体的学習活動を尊重している。特論科目との関係から、広範囲な文献資料の検索に時間を費やすことになっている。デスクワークだけでなくフィールドワークにも力を入れている。理論と実践の統合という視座が指向されている。</p>	
			<p>大学全体</p> <p>○高大接続への配慮としてはオープンキャンパス模擬授業を通じて喚起すると共に、AO入試・推薦入試合格者に入学前課題を出し添削指導を行ってサポートしている。</p> <p>○初年次教育として、基礎演習Ⅰにおいて学部発行の学士力向上ガイドブックを用いてレポートの書き方等を指導している。また、広い教養を身に付けさせるためヒログク教養講話に参加させ他学部の学生と共に「地元に着した有益情報を有する講師陣から教養知識を学ぶ」機会を提供して</p>	<p>○AO入試・推薦入試合格者に対して行っている入学前課題を、入学後の学修により強く関連する内容となるように見直し、充実を図る。</p>

			<p>いる。</p> <p>○毎週木曜日に実施している「ヒロガク教養講話」や就職支援行事等を通して、職業観・勤労観を育成しキャリア教育の充実を図っている。</p>	
<p>(4) 学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 <p><修士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 	<p>S ① B C</p>	<p>文学部</p> <p>○1年間の修得単位数上限が50単位であったが、新カリキュラムからは上限が48単位に改められ、より一層、単位制度の趣旨に沿ったものとなった。なお、文学部には年間最低修得単位数の制度があり、年間に12単位を修得できない場合は留年となる。（通称、12単位ルール）教養教育と専門教育の配置についても十分に考えてある。</p> <p>○シラバスの内容としては、授業の目的、到達目標、学習成果、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示がなされている。</p> <p>○学生の主体的参加を促すため、もともと演習科目が多いが、仮に「講義」の科目であっても、教員の判断で講義内の一部を演習的な形態で行うことが慣例化している。</p> <p>○授業内容とシラバスの整合性の確保については、今のところ学生の授業評価によっている。</p>	<p>○授業内容とシラバスの整合性の確保について、例えば教員相互の授業参観制度などが考えられているが、2017（平成29）年度内には実現に至らなかった。</p>
			<p>社会福祉学部</p> <p>○実習中の公欠扱いなどの配慮をして学外での学びについても推奨している。</p> <p>○社会福祉士養成や精神保健福祉士養成に係る指定科目が多く、他大学との単位互換や、学生主体の学外での学修など困難な現状を打破できていない。</p> <p>○学生の「地域活動への参加」など、ウェブサイトの学部紹介欄にアップし公表している。</p>	<p>○他大学との単位互換について、2年後に行う予定のカリキュラム改正時に可能となるように検討を始める。</p> <p>○年間の履修上限が「52単位は多過ぎる」と認証評価実地視察で指摘されたため、履修上限を50単位以下に下げること検討する。</p>
			<p>看護学部</p> <p>○履修登録単位数に関する上限について議論した。前年度不合格となった科目の再登録が可能になるように、56単位までを履修可能な単位数とした。</p> <p>○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法について、FD委員会を中心に研修の機会を設けている。</p>	<p>○FD委員会を中心に、授業運営に関する研修会を計画していく。</p>

<p>(4) 学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 <p><修士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>文学研究科</p> <p>○研究指導計画を大学院要覧において「履修指導および研究指導の方法、ならびに修士論文指導スケジュール」として明示している。</p>	<p>○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っている。</p>
			<p>社会福祉学研究科</p> <p>○遠距離通学学生、とりわけ県外通学生の便宜を図るために、目下のところ全授業科目の集中講義化を行っている。</p> <p>○研究指導は主査教員が行う。補助教員は副査教員が行い指導のサポートをする。学生は主査教員の指示に従い、論文作成を行う。論文作成の軽々のない者には、指導プランとしてスモールステップ法によって行っている。2年時の5月に趣旨論文題目の登録申請をし、研究科委員会の承認を受ける。10月に題目修正の会議を開き、認証する。10、11月に修士論文中間報告会を開く。翌年2月に修士論文発表会を開催している。修士論文の提出は卒業年の1月中旬である。</p> <p>○修士論文の評価は論文審査会の評価を経て研究科委員会の審議と学長判定により合判定を受けて、裁可、受理される。論文が受理され、大学院修了のための科目履修単位30単位を満たしていれば、最終的に修了判定がされる。</p> <p>○シラバスの詳細は大学院要覧に記載している。概要、到達目標、授業内容、教材、評価方法、テキスト、留意点と項目分けしている。教員はシラバスに従い授業を行っている。</p>	
			<p>大学全体</p> <p>○履修上限を設け、学務課職員によるチェックを行っていることから制限以上の履修登録をする者はいない。</p> <p>○シラバスの精粗については学部長・学科長・学務主任が科目ごとに確認し、必要に応じて学部長から改善勧告を出すシステムを作っている。</p> <p>○授業形態に配慮した1授業あたりの学生数についても、少人数教育を実践している。</p>	<p>○シラバスの精粗チェックをFD委員会の協得て実施する。</p>

<p>(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>文学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価方法、評価基準はシラバスに明記されている。過去には十分とは言えないケースもあったが、ほぼ完全に改善された。成績評価、単位認定、学位授与については適切に行われている。 ○既修得単位の認定については、明確な方針と過去の経験があり、完全に適切である。 ○卒業の要件は学生便覧に明示されており、ホームページ上でも公開している。 	<p>○卒業論文の審査基準は、担当教員（主査）のシラバス上に明記されているが、全学部的な統一基準は示されていないので、2018（平成30）年度中にこれを作成、明示するようにする。</p>
			<p>社会福祉学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単位未修得者が多い科目、そうではない科目のばらつきが生じている。 ○評価方法及び評価基準の明示について教員間で一定の共通理解を図ってはいるが、シラバスにおける具体的な表記においては統一が不十分である。 ○編入生の卒業校等で取得済みの単位の認定については、学務委員会での慎重な原案作成と教授会の議を経てこれまで適切に行っている。 ○4年生ガイダンス及び掲示場などでの卒業要件の明示を行い注意喚起し、必要な学生を呼びし個別に学業督励を行っている。 ○GPA制度について学生便覧記載だけでは周知に限界があるため、新学期の学生オリエンテーション時の説明と学内掲示板による注意喚起など複数の広報媒体で周知を徹底した。 	<p>○科目ごとの単位取得状況、未修得者の数などを組織的（学務委員会において）に点検・把握するシステムを整え、結果を学部長に報告する。その上で改善方法について学部長が授業担当者と協議し、改善策を検討する。</p> <p>○FD委員会においてシラバスに評価方法および評価基準を明示しているか総点検して学部長に報告する。その上で、学部長とシラバスを作成した教員が是正と改善方法について協議する。</p>
			<p>看護学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成績評価および単位認定の条件については、シラバスで公表し、それらに基づいて適性に対応している。 ○実習に関しては、評価基準を明示し、それらに基づいて成績を決定している。 	<p>○昨年度までと同様に、厳正な成績評価を実施できるよう、客観的な基準に基づき評価できるよう、継続した対応を実施していく。</p>
			<p>文学研究科</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位論文に関して大学院要覧に「修士論文の査定と合否」としてその査定の基準を明示している。10項目に関して重点的に審査し、5段階評定方式による。 ○修士論文に関しては、面接試問を主査と副査によって行い、客観的に審査を行っている。 	<p>○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っている。</p>

<p>(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>		<p>S Ⓐ B C</p>	<p>社会福祉学研究所 ○成績評価と単位認定はシラバスに明記している。 ○筆記試験のみならず、レポート、出欠を評価の対象にしている。 ○修士論文の査定には、面接諮問、論文評価を加味して評価している。要覧に記載してある通り、10項目については5段階評定尺度により配点、総点50点となる。これは100点法により配点。80点以上優、90点以上秀となる。</p>	
<p>(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>文学部 ○授業評価は行っているが、アセスメントテスト、ルーブリック評価（測定）はいずれも行っていない。卒業生への意見聴取は、断片的なものに留まる。</p>	<p>○評価指標の開発は不十分である。 ○学生にはチェックシートなどで自己評価させている。 ○卒業生評価は、未だ体系的ではない。 ○ポートフォリオの完全実施、卒業生評価のシステム化などが急がれている。</p>
			<p>社会福祉学部 ○とりわけ社会福祉専門職に興味がないにもかかわらず資格取得だけを目当てに社会福祉実習を履修する学生が目立っている。その結果、途中リタイヤが微増している。これを受けて現場実習に出られるように実習指導Ⅱを履修する際の要件科目を増やし厳格化した。 ○新しい基準で学ぶ1、2年生の各授業科目への学習意欲に真剣さが増している。分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の一つと言ってよい。 ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発として、社会福祉実習履修ファイルを作成し学生の学びの過程がわかるような教材を作った。 ○授業評価アンケートを実施している。</p>	<p>○現場実習に出られるように実習指導Ⅱを履修する際の要件科目を増やし厳格化したことの効果検証をFD委員会と社会福祉実践コースの教員と合同で試みる。 ○その結果を来るべき新カリキュラム改正時の参考資料となるよう蓄積していく。 ○社会福祉実習履修ファイルの実施効果検証を試みる。</p>

<p>(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ≪学習成果の測定方法例≫ ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取</p>	<p>S (A) B C</p>	<p>看護学部 ○学生の学習成果を適切に把握し評価することに関連して、授業評価を実施している。これらの一部は集団データとしてホームページで公開している。 ○さらに、卒業時に学生を対象にアンケート方式により学習環境についての意見を聴取している。</p>	<p>○学生の学習成果の適切な把握および評価に関しては、今後も継続して評価を行っていく予定である。</p>
			<p>文学研究科 ○学習成果に関しては、とくに修士論文、および面接試験において10項目の重点項目をあげて、それに基づいて客観的に評価を行っている。</p>	<p>○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っていく。</p>
			<p>社会福祉学研究科 ○修士の学位授与要件は大学院学則の差玉があり、大学院要覧において明記されている。</p>	
			<p>大学全体</p>	
<p>(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S (A) B C</p>	<p>文学部 ○概ね4年に一度のカリキュラム改訂の時に、全面的な検証を行う慣例である。本学部ではカリキュラム検討委員会に大きな権限が与えられ、それまでの目標、方針、適切性について検証した上で、新カリキュラムを構想するのが慣例となっている。</p>	<p>○文学部の教育内容については、学習成果の測定が困難なものも多く、学生の授業評価等を援用している部分もある。 ○学習成果の測定について、学部全体での議論が望まれる。</p>
			<p>社会福祉学部 ○授業評価アンケートを実施している。</p>	<p>○来るべき新カリキュラム改正時の参考資料にするため、「新カリキュラムに入れて欲しい科目、除外してもよい科目などのアンケートの実施を試みる。</p>
			<p>看護学部 ○教育課程については、定期試験などを通して学生の理解度を把握し、測定結果に基づいた適切な対応を実施している。</p>	<p>○領域の教育内容および方法は、領域に任されていることから、全体像を把握できていない。そのため、まず実態把握に努めたい。</p>
			<p>文学研究科 ○本年度においてカリキュラムポリシーを学務委員会において明文化し、研究科委員会で定めた。その際に教育課程の内容の適切性について点検した。コースワークとリサーチワークをバランスよく設定している。</p>	<p>○毎年、学務委員会を中心に見直しを行っていく。</p>

			社会福祉学研究科 ○社会人学生にとっては、専門図書の発見と検索が可能となる長所がある。さらに研究会、学会への参加が知識、見分を広めることになる。	
			大学全体	

5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	S Ⓐ B C	文学部 ○アドミッションポリシーにより明確に定められている。 ○学力水準は必ずしも明示されていない。 ○障がいのある学生の受入方針は、可能な限り受け入れる（過去にもそうしてきた）という以上には定まっていない。	
			社会福祉学部 ○アドミッションポリシーをホームページや入試要項で公開して広く周知している。高校生進学相談会やオープンキャンパスではアドミッションポリシーを文書と口頭で説明している。 ○障害のある学生の受け入れ方針については学生募集要項で周知し、受験前相談にて個別に丁寧に対応している。	○引き続き地道にアドミッションポリシーを学校訪問や広報媒体を使って宣伝していく。
			看護学部 ○学生の受け入れ方針に関連して、アドミッションポリシーを議論し、2017（平成29）年度に決定し、公表した。 ○推薦入試の生徒に関しては、学習習慣を継続させるために、読書感想文などを入学前課題として提示し、1月より1ヶ月に1回、提出させている。	○入学前課題の目標は、学習習慣を持つことが出来るであることから、提出の有無をチェックし、評価している。
			文学研究科 ○本年度、従来の大学院要覧における「文学研究科の目的と特色」に記述されている「教育課程の編成の考え方」等を見直し、新たに学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を設定した。 ○新しい「学生の受け入れ方針」に基づき、入学希望者の学習歴、求める学力・能力等の水準判定方法について、具体	○新設定の3つのポリシーを、次年度以降の新しい大学院要覧に掲載し、公表することとした。

			的に設定することとした。	
(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<p>○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</p> <p>○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 	S Ⓐ B C	<p>社会福祉学研究科</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究科のアドミッションポリシーはホームページや大学院募集要項に記載されている。 ○研究科は開設当初から、社会福祉学の高度な知識の学習と社会人のリカレント教育を標ぼうしてきた。 ○募集要項には、授業内容、担当教員名が記載されている。ホームページには教員のプロフィール、授業料、奨学金等の情報も記載されている。 ○学生募集は入試広報センターの所轄の下に、学生募集要項が作成される。 ○入試選抜の適切性に関しては、大学院学則に準拠し、入試委員会及び研究科委員会において審議され、適正に運用されている。 ○学生募集にあたっては、学生募集要項やホームページ等で周知し、SNS等で公平に周知徹底を図っている。 	
			<p>大学全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アドミッションポリシーは、2008（平成20）年度から募集要項に明示している。2012（平成24）年度からは学部ごとのポリシーも明示している。なお、今年度は新アドミッションポリシーの作成に取り組む予定である。また、3つのポリシーについては、2015（平成27）年6月からホームページへ掲載している。 ○AOや推薦入試合格者に対し、入学前教育として課題学習を行っている。 ○障がい学生就学支援委員会の適切な支援が可能な範囲で対応している。 	○規則の改正により、3つのポリシーが2017（平成29）年4月から策定と公表が義務付けられたのに伴って、現行のアドミッションポリシーについて学力の3要素との関連から検討・見直しを加え、年度末には新アドミッションポリシー原案の完成をみた。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施	S Ⓐ B C	文学部 ○完全に適切であり、完全に透明である。 ○合否判定は入試委員会から教授会を経て決定され、完全に公正・公平である。	
			社会福祉学部 ○定員を50人に減らしたことについて説明をするための高校訪問や、高校進路相談会、オープンキャンパスで周知を図っている。 ○学務主任を主務者として入試問題作成と管理を厳格に行い公正な入試に努めている。 ○合理的配慮を求める受験者対応については申し出により対応している（実績1件）。	○定員を50人に減らしたことについて説明をするための高校訪問、高校進路相談会への教職員派遣、オープンキャンパスでの説明を行い、引き続き周知を図る。 ○合理的配慮を求める受験者については申し出に応え、対応する。
			看護学部 ○入学者選抜の実施は、多様な選抜方法ごとに定員を決定し、入学者を適正に選抜している。 ○面接に関しては、「知識・技能・態度等」に関する評価基準を作成し、共有している。	○編入学を希望する生徒に対して、2018（平成30）年度より新たな入試制度を開始する。
			文学研究科 ○委員会において、定期的に検証を行っており、研究科に設置している入試等検討委員会において、学生募集及び入学者選抜が、受入方針に従って公正かつ適切に行われている事を確認している。とくにアドミッションポリシーについては毎年点検し、求める学生像を確認している。 ○入学者選抜については、論文記述式試験、研究計画書の内容、志望理由書及びそれらを踏まえての口述試験を行い、複数の大学院担当教員によって判定する、公正かつ公平な選抜を行っている。	○新設定の「学生の受け入れ方針」に基づき、学生募集及び入学者選抜が適切に行われているかを検証する。 ○入学試験の、「一般入試」、「社会人入試」及び「外国人留学生」の3形態と、入学者選抜制度の適切性、公正・公平性について検証する。
			社会福祉学研究科	

<p>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。</p>		<p>S Ⓐ B C</p>	<p>大学全体 ○様々な方法で幅広い募集、多様な選抜が行われるよう配慮している。 ○選抜に際しては、公正さを保つため、受験番号と点数以外の個人情報提示しないで行っている。 ○新入試制度に備えた検討を始めたが、進捗状況は芳しくなかった。</p>	<p>○募集や選抜の方法等については、高大接続改革の進展に合わせて適切に対応した。 ○新入試制度については、各学部の理解が進まない状況での検討が続いた。教員が「自分たちが選抜する」という自覚を持たないと、しっかりとした取組は難しい。</p>
<p>(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<p>○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 〈学士課程〉 ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 〈修士課程〉 ・収容定員に対する在籍学生数比率</p>	<p>S A Ⓑ C</p>	<p>文学部 ○定員割れの状態が続いている。 ○学内の「新戦略会議」を中心として入試の時期、形態や、広報のあり方などを改善して行っている。</p> <p>社会福祉学部 ○入学定員の適切な設定については定員を50人に減らすことで収容定員充足率が上昇した。 ○編入生試験を実施し1人を受け入れた。 ○学年によって在籍学生数にばらつきはあるものの、演習(グループ学習)授業ができないほどの低下は無く、適切な教育環境を維持できている。 ○「ようこそ社会福祉学部へ」という学部独自のパンフレットを作成しPRに努め、前年度を上回る入学者を確保した。</p> <p>看護学部 ○入学定員は70名に設定されており、定員は適正に運営されている。 ○収容定員に対する在籍学生は70名と適性である。</p> <p>文学研究科 ○入学志願者が2名おり、この2名が入学試験に合格した。しかし2018(平成30)年度においては、文学研究科〈修士課程〉における収容定員に対する在籍学生数比率は、0.00であるが、次年度は比率が増加する。 ○学部学生の入学希望者の増加を図るために、文学部と大学院文学研究科の連携の方策として、大学院設置基準に基づき、大学院入学前の既修得単位の認定規程を設定した。</p>	<p>○日本語・日本文学科については、年により定員を超える入学者があることもあり、緩やかな回復基調にあると見られるが、英語・英米文学科では苦戦が続いており、画期的な戦略が求められるところである。</p> <p>○2018(平成30)年度において2、3、4年生の定員充足数が満っていない。引き続き編入試を実施し改善を図る。 ○「ようこそ社会福祉学部へ」という学部独自のパンフレットの在庫が切れた為、引き続き写真や内容をリニューアルして発行する。</p> <p>○70名の定数を確保するため、継続的に努力を継続していく。</p> <p>○引き続き入学希望者の増加を図るため、研究科の認知度を高める必要があることから、研究科の教育研究内容の発信、広報活動を強化する。 ・パンフレット、リーフレット ・教育研究活動の社会への発信 ・本学の「地域総合文化研究所」との共催による公開講演会の開催 ○文学研究科と文学部との連携を強化する。</p>

<p>(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>		<p>S A ⓐ C</p>	<p>社会福祉学研究科 ○研究科の募集人員は10名である。在籍数は1年生1名、2年生2名である。</p> <p>大学全体 ○社会福祉学部の定員を80名から50名に削減した。 ○入学者数は22年度の218名を最後に、在籍者数も同じく813名を最後に8割（基準協会目標値）に達していない。しかし、今年度は8割を越える勢いで学生募集が推移している。 ○学生募集の原点に立ち返り、県内や近県への高校訪問に重点を置いた取り組みを行っている。</p>	<p>○例年より多くの高校訪問を実施し、法人内の聖愛高校や同じキリスト教系の東奥義塾高校、地域内の高校との連携強化に努めた。</p>
<p>(4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S ⓐ B C</p>	<p>文学部 ○「新戦略会議」を中心に、点検評価および改善が行われている。</p> <p>社会福祉学部 ○定員を50名に減ずる際に、各入試形態別で募集人員をいくりにするかについては過去の受験者数などの根拠資料と入試委員会での慎重な検討と、教授会の議を経て変更した。その結果、適切な入試倍率による募集に繋がった。 ○学生の受け入れの適切性についての点検・評価は、入試合否判定に係る入試委員会の慎重な検討と、教授会での審議により、厳格に行われている。</p> <p>看護学部 ○学生の受け入れのうち、学生数の適切性は保たれている。</p> <p>文学研究科 ○学生の受入の適切性については、研究科委員会に設置されている入試等検討委員会において点検し、それを受けて研究科委員会において定期的に検証を行っている。</p> <p>社会福祉学研究科 ○学生募集及び入学者選抜は適切・公正に行われている。入試委員会においては、その検証を定期的に行っている。</p> <p>大学全体 ○学部ごとの入試委員会や合同入試委員会、新戦略会議等を通して募集方法や選抜方法について点検している。</p>	<p>○学生の受け入れの適切性については、入試委員会の検討と教授会での審議という二段構えの手続きで、厳格に行われているので継続する。</p> <p>○学生の受け入れの適切性については、今も定期的に改善に取り組む。</p> <p>○新設定の「学生の受け入れ方針」に基づき、学生募集及び入学者選抜が適切に行われているかを検証するとともに、是正・改善すべき点があれば見直す。</p> <p>○各会議を機動させて学内の活性化を目指すことで学生募集に繋げようと計画したが、実施・点検・評価ともまだ道半ばである。</p>

			○学内改革を進めるための教職員幹部による情報交換会や理事・学長面談を実施して点検・評価を実施した。	
--	--	--	---	--

6 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。	○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	S Ⓐ B C	文学部 ○教員像については、「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」によって明確に定められている。専門分野に関する能力、教育に関する姿勢についても同様に明確である。 ○教員組織については、「弘前学院大学学則」および「弘前学院大学組織運営規程」によって明確に定められている。	○2018（平成30）年度から副学長が置かれることとなったので、責任所在について明示し直すことが必要となった。
			社会福祉学部 ○教員定数の基準を満たしている。 ○学長より示された教員ポートフォリオ様式に基づき教員各自で自己点検自己評価をするように促している。 ○教授会を通じて科研費申請、地域貢献等に積極的に取り組むよう学長より経営方針が示され、教員各自ができる範囲でそれらに取り組んでいる。	○学長試案の教員ポートフォリオ様式に記入してもらい学部長が回収し情報集約する。その上で学部長から努力を称えと共に、長らく研究成果を公表していない教員には目標値設定等の激励を行う。 ○教授会を通じて科研費申請、地域貢献等に積極的に取り組むよう学部長・学長より促す。
			看護学部 ○大学教員・研究者としての資質を有する者を採用することを期待し、取り組んでいる。 ○民主的な運営を可能とする教員組織の育成、組織の可視化、多様な規則を書面化することを目指している。	○教育・研究者としての資質のある教員を確保する。
			文学研究科 ○左記の事項の基本的な要件を明示している。	
			社会福祉学研究科 ○設置基準上必要な専任教員数は5名。（内教授かつ研究指導教員数3名以上） ○教員の構成や任用については、大学院学則に明記している。	
			大学全体 ○教員の職務、求める教員像、教員の資格要件、採用や昇格の手続き、組織の編成等については、学則第8条、大学院学則第36条、弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規	

			<p>程、弘前学院大学宗教主任選考規則、弘前学院大学組織運営規程等で基本的要件を示している。本学の特徴としては、「キリスト教への理解とキリスト教教育への協力の姿勢」を教員選考の原則として明示し、建学の精神を反映させている。</p> <p>○教員組織の編成については、大学設置基準で定められている教員構成や教員配置を遵守するよう努めている。現在の必要専任教員数は、文学部12名（内教授6名）、社会福祉学部12名（内教授6名）、看護学部12名（内教授6名）、収容定員に応じて定める専任教員数は14名（内教授7名）、計50名（内教授25名）となっている。研究科の設置基準上必要な専任教員数は、5名（内教授かつ研究指導教員数3名以上）となっている。</p>	
(2) 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。	<p>○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数</p> <p>○適切な教員組織編成のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 <p>○学士課程における教養教育の運営体制</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>文学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文学部においては、専任教員数17名、うち教授11名で適切である。主要と認められる授業科目には講師以上の専任教員が配置されている。（本学部には助教がない） ○教員の男女比は13対4で、比率としては適切とは言えない。 ○教員の国籍としては日本のほか、中国、韓国、アメリカ合衆国（2名。1名は2018（平成30）年4月着任予定）があり、国際性としては応分のところである。 ○教員が「主任」に任ぜられた場合には授業科目数を減じるなど、負担へは配慮しているが、十分とは言えない。 ○年齢構成的には、50代の教員が最も多く、40代が少ない。 ○教養教育については、かつての「一般教育部」の機能を受け継ぐ「共通教養委員会」がある。 <p>社会福祉学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉実習教育の基盤強化のため、医療福祉あるいは障害者福祉を専門とする専任教員1名の増員を学長、理事長に要望した。 ○若年層の助教、女性の専任教員の採用等、教員構成のバランスを考える必要がある。 ○認証評価現地視察での指摘を受け、専任教員の受け持ちコマを週8コマ以下に平準化し負担の過多を是正している。 	<p>○例えば学部長は激務であるにもかかわらず、授業時数は時に週9コマに達するなど、負担への配慮が十分とは言えない。</p> <p>○このまま放置すると教員の年齢構成が高齢化するので、適宜、若年の教員を採用するなど、中長期的な計画が必要である。</p> <p>○共通教養と日英両学科の意思疎通については、改善の余地なしとは言えない。</p> <p>○社会福祉実習教育の基盤強化のため、医療福祉あるいは障害者福祉を専門とする専任教員1名増員を引き続き要望する。</p> <p>○若年層の助教、女性の専任教員の採用を要望し、教員構成のバランスを調整する。</p>

<p>(2) 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。</p>	<p>○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数</p> <p>○適切な教員組織編成のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 <p>○学士課程における教養教育の運営体制</p>	<p>S A Ⓑ_Ⓐ C</p>	<p>看護学部</p> <p>○教員採用計画を立案し、年次ごとに教員数を確保してきた。今後も継続した取り組みをしていく。</p> <p>○適切な教員組織編成は、実現の途中であり、今後も継続的に取り組んでいく。</p>	<p>○教員間の授業科目担当科目数に顕著なばらつきがあり、今後は正していく取り組みをしていく。</p>
			<p>文学研究科</p> <p>○研究指導教員が1名不足しているため、教員に業績を上げるように督励している。</p>	
			<p>社会福祉学研究科</p> <p>○大学院学則に基づいて業績・資格等に関して厳正に審議して教員の採用を進めている。編成・配置にあたっては、研究科委員会において十分に協議し、科目の担当や指導が適切になされるように配慮している。</p>	
			<p>大学全体</p> <p>○教育課程の編成や担当教員の配置については、学務委員会、学科会議、教授会等で十分に協議し、学部の理念・目的を踏まえた適切な編成・配置になるよう努めている。</p> <p>○2015（平成27）年度には、専任教員数52名（内教授25名）と定数を充足していたが、2016（平成28）年度には、専任教員数は49名（内教授25名）と1名不足、今年度は、看護学部の退職者が多かったため、専任教員数は45名（内教授23名）と5名（2名）不足の状態にある。</p> <p>○年齢構成については、61歳以上の占有率がここ数年30%を上回っており、特に看護学部では他学部よりも高い傾向にある。また、女性教員の占有率については、看護学部では学部の性格上、女性教員が圧倒的に多く、文学部、社会福祉学部では女性教員が少ない傾向にある。外国人教員については、英語・英米文学科に2名、日本語・日本文学科に1名おり、出身国は米国、韓国、中国それぞれ1名となっている。</p>	<p>○文学部、社会福祉学部においては、教員の定着率は比較的高く、充足状況や年齢構成も安定しているが、看護学部においては、編成方針や規程どおりに整備できていない状況が続いている。</p> <p>○次年度に関しては、英語・英米文学科で欧米出身の教員1名の採用が内定している。また、看護学部においても助教2名の採用が内定しており、2019（平成31）年度の採用候補者も現時点で2名いる。</p> <p>○外国人教員の採用については、社会福祉学部、看護学部では現時点において必要性はあまり高くない。</p>
<p>(3) 教員の募集・採用・昇任等を適切に行っているか。</p>	<p>○教員の職位（教授、准教授又は助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備</p>	<p>S Ⓑ_Ⓐ B C</p>	<p>文学部</p> <p>○「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」に則り、完全に公正に行われている。</p>	<p>○新規の領域について採用する場合には、「規程」の記述が必ずしも明確ではないので、一層の改善が望まれる。</p>

(3) 教員の募集・採用・昇任等を適切に行っているか。	○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	S Ⓐ B C	社会福祉学部 ○採用、昇任に関する基準及び手続の設定と規定は整備している。 ○採用、昇格が適当と認められる者がいるときは、小委員会を設置して、基準に照らして審査選考を行っている。 ○学部長から小委員会の選考の経過及び結果を学長に報告し、採用、昇格すべき者を決定した場合には、その採用、昇格を学長に内申している。 ○専任教員の採用公募は行われなかったが、新規の非常勤講師については教育研究業績・実務家教員の職務実績を踏まえて教授会での厳正な審査と承認を経て採用した。	○学則や採用・昇格の基準に照らし、小委員会を設置しての審査選考を継続する。
			看護学部 ○J-RECなど、全国的な研究者採用組織を通して、公募を行ったが、採用には至らなかった。	○教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定を整備する必要がある。
			文学研究科 ○上記の(2)を受けて、採用、昇任等の計画を立案した。その具体的な実施は、次年度から行う。	
			社会福祉学研究科 ○教員の採用、昇格は規定に準拠して行っている。教員採用の際、審議委員会を組織し、研究論文、教育活動、社会活動等について審議し、研究科委員会の認証を得て、学長が理事長に上申し、理事長が承認する。	
			大学全体 ○弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程に基づいて、計画的に採用・昇格が行われるよう努めている。選考は、キリスト教に対する姿勢態度をベースに人格、健康、教育研究上の業績、教授能力、学会や社会における活動等を総合的に判断して行っている。また、教員の募集・採用は、欠員補充を原則としており、欠員補充が必要と判断した場合には、学部長は学長の了承を得て採用候補者の募集を開始する。募集は公募制と推薦制を併用しており、公募の場合は、文書の送付やホームページへの掲載、J-REC求人サイトへの掲載等の方法で行っている。推薦の場合は、本学の教員や関係者に求人情報の提供を依頼している。 ○採用候補者がいる場合には、その旨を教授会に報告し、自らを委員長とするその他3名の委員からなる教員資格審査委員	

			<p>会を設置し、資料に基づき選考を実施し、その結果について学長に内申する。さらに法人本部で行われる面接結果等を踏まえ、法人理事長にその採用を上申する。また、昇格候補者がいる場合には、学部長は学長の了承を得て、その旨を教授会に報告し、自らを委員長とするその他3名の委員からなる昇格者選考小委員会を設置し、資料に基づいて選考を開始し、その結果について学長に内申する。さらに学長は、法人理事長にその昇格を上申する。</p>	
<p>(4) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p>	<p>○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>文学部 ○学生による授業評価を実施。昨年度より大規模に実施しているが、全科目の完全実施にはなお至っていない。非常勤講師を含む全教員全科目について実施できなかったのは、主としてコスト面の問題と、集計のための人出が確保できないためであり、文学部だけでは対処しきれない。全学的な対応が期待される場所である。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用については、教員ポートフォリオが必要とされる場所であるが、未実施である。</p> <p>社会福祉学部 ○学部主催のFD研修会を11月に開催し、教員の教授法の改善に努めた。また、研修会報告書を作成して情報を共有した。 ○専任教員の研究活動実績については社会福祉学部研究紀要に掲載して公開した。 ○専任教員の社会活動については社会福祉教育研究所報に掲載して公開した。 ○一部の教員に留まるがゼミナール授業の様子や学生との課外活動の様子をホームページに掲載して教育活動のPRを図った。 ○授業評価アンケート結果より各教員がどのような授業改善を考えているかを聞き取る様式を検討した。</p>	<p>○FD・SDを担当する副学長の就任により、2018（平成30）年度からは副学長主導で改善が行われていくことになる。 ○前年度までのFD委員会（学部長主催）からは、学内教員同士の授業参観、教員ポートフォリオの導入など、新規のFD企画のいくつかを申し送りする。中でも、非常勤講師を含む全教員全科目についてのアンケート実施は、この年度から実行されることが期待される。 ○教員ポートフォリオについては、早期の導入が望ましいが、人事考課との関係など、未だ明確にならない部分もある。</p> <p>○FD研修会の開催を継続する。 ○研修会報告書を発行する。また、出席者全員の感想や受講者アンケート分析から研修会効果の検証も進める。 ○専任教員の研究活動、社会活動、教育活動の実績を公開・PRする機会を着実に増やしてきたので、それを昇任等の人事考課に盛り込めるように教員ポートフォリオ様式を検討する。 ○授業改善の参考に供することができるように、FD委員会で各教員から出された改善策を集約する。</p>

(4) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	看護学部 ○FD委員会が年間計画を作成し、本格的に活動を実施している。とりわけ、本年度は外部講師による「大学における教育とは何か」について、講演会を計画している。 ○教員の科研費申請状況は、全教員が申請している状況ではないことから、申請を促す活動を行った。	○教員の資質向上は、継続して取り組んでいく。
		文学研究科 ○大学院生が在籍していないので、教員個々の活動で終始している。各教員の研究活動が公表され、それが教育に活用されている。	○大学院生獲得のために、FD委員会を開催し、授業の工夫を共有する。
		社会福祉学研究科 ○教員全員が参加し、学生個々と対面聞き取りの方法で授業改善の方策を話し合っている。FDの充実のために教員全体の会議は随時開かれている。 ○教員の資質向上のために、専門誌への論文寄稿、専門書の出版などを推進している。紀要「社会福祉学研究」第6号（2018（平成30）年3月）発刊。	
		S A ③ C 大学全体 ○教員の資質能力の向上や授業改善に資するため、全学部で学生へのアンケートによる授業評価に取り組んでいるが、学部によりアンケート項目、アンケート回数、評価対象科目、フィードバックの方法、学生や外部への公表の仕方などが異なっている。また、フィードバックの方法（授業の工夫・改善等への取組）についても、具体的な事項を提示させる学部や、教員の裁量に任せる学部など、取り組みに温度差がある。 ○教員の資質向上のためには、自由に研究できる環境の保証が大切であり、研究室や個人研究費、研究時間等の確保に努めている。また、研究活動の充実を図るために、科学研究費助成事業等への応募・申請を全学的に推奨しており、採択数は多いとは言えないが、ここ数年県内私立大学の中では1、2位の補助金・基金を獲得している。専任教員の研究業績については、法人情報としてホームページで公開している。 ○授業評価以外の研修については、昨年度、リクルート進学総研所長による「少子化時代を乗り切るために、国の教育改革の動向を見据えながら、学内改革をどのように進めて行けば良いのか」、今年度、共愛学院前橋国際大学長による「大学改	○本学FDの課題として、学生による授業評価における統一された評価・改善システムづくりや、教育方法改善のための研修会の開催、教員相互による授業評価や授業検討会の開催等が挙げられ、積極的に取り組む必要がある。 ○教員の教育活動や研究活動を項目ごとに自己評価する「ポートフォリオを利用した自己評価と研究費配分」を提案しており、次年度には実施したい。 ○本学では、宗教関係以外の外部講師による研修会はほとんど行っていなかったが、高等教育改革の方向性や高大接続の流れ等に関する内容の研修会は、国の教育政策の動向や大学を取り巻く現状を知る良い機会となるので、教職員合同の研修会を継続して実施したい。

			革を成功させるために必要なものとは」というテーマで教職員合同の講演会を実施している。また、文学部や社会福祉学部の教員による自主的な研修活動として、弘前学院大学・大学教育研究会による研究発表会が、2001（平成13）年から概ね年1回のペースで継続して行われている。	
(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	S A B C	文学部 ○「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」の中に、学部長による定期的な点検が定められている。	○学部長により、場合に応じて改善が図られている。
			社会福祉学部 ○学長より示された教員ポートフォリオ様式に基づき、教員各自が一年ごとの自己点検自己評価をするように促している。 ○教授会を通じて科研費申請、地域貢献等に積極的に取り組むよう学長より経営方針が示され、教員各自ができる範囲でそれらに取り組んでいる。	○教員ポートフォリオ様式に基づく自己点検自己評価に積極的に取り組むよう、学部長から各教員に強く要請する。 ○教授会を通じて科研費申請、地域貢献等に積極的に取り組むよう学長・学部長より促す。取り組んだ研究や地域貢献の成果と内容はホームページの教員紹介欄になるべく詳しく掲載し、情報公開を図る。
			看護学部 ○教員組織の適切性について、定期的な点検は実施していないが、頻繁に学部長および学科長と情報共有をしている。	○教員組織の適切性を高めるために、継続的な対応を実施していく。
			文学研究科 ○専任教員の充足が求められているので、その点検・評価のもとに、前述のようにその改善案を立案した。	○状況をみて、それを順次実施する。
			社会福祉学研究科	
			大学全体 ○カリキュラムの編成と教員の適正な配置については、基本的には学部学務委員会や学科会議で協議・検討し、最終的には学部教授会で提示・審議し、学長が決定する。また、全体的な教員数については、自己点検・自己評価委員会で設置基準に照らして、採用や昇格の必要性を判断する。	

7 学生支援

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示	S Ⓐ B C	<p>○学習や生活支援方針を明確にし、オリエンテーションや学生便覧や、ホームページ、掲示等を通して、情報の提供や周知につとめている。建学の精神である「畏神愛人」の教えに基づき、一人一人の学生の学びの実現に向けた「オーダーメイド教育を行う」ことを、オープンキャンパスや高校生対象の進学相談会で周知している。</p> <p>○具体的な学生生活への支援は、学生委員会が中心になって精力的に行っている。</p> <p>○経済的な支援としては、成績優秀者および経済的な困難を抱えた学生を対象にした本学独自の3種類の修学支援（成績優秀者を対象とした授業料1年間全額免除の特待生制度、経済的な困難を抱えた学生を対象とした、授業料半額免除の奨学金と無利子貸与奨学金）がある。</p> <p>○看護学部において、2018（平成30）年4月より、チューター制度を導入した。また、チューター制度に関する規約を作成し、運営組織を整備した。日常的な授業欠席者（2回継続で欠席）を早期に把握し対応するなど、一定の成果を上げている。</p>	<p>○各種奨学金制度の活用を学生に周知し、学生委員会を中心に適宜相談に応じる。</p> <p>○社会福祉学部において、3回以上授業を欠席した学生の情報共有についてチューター委員会を中心に行うシステムを整える。また、演習担当、チューター、学生委員、学務委員の教員の一層の連携と積極的なアプローチにより、学生支援の充実を図る。</p> <p>○看護学部チューター制度の効率的な運用をさらに検討していく。</p> <p>○文学研究科で毎年行われている新入生と全教職員のリトリート研修会のプログラムについて、もっと充実した内容に改善する必要がある。</p>
(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	<p>○学生支援体制の適切な整備</p> <p>○学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 	S Ⓐ B C	<p>○大学としての方針に基づき学生支援体制は整備されている。</p> <p>○留学生への修学支援は、留学生企画委員会を設置し、適正に対応している。</p> <p>○障がいのある学生に対する修学支援は、障がい学生支援委員会を設置し、適正に対応している。障害学生支援ハンドブックを作成し、障害のある学生に対する修学支援に関する知識を学部内の教員及び学生間においても広めることができた。設備面では、校舎が老朽化していることもあって修学支援が十分とは言えない。</p> <p>○成績不振の学生把握と指導は学務委員及び学年担当（チューター）が連携協力して適切に行なわれている。</p> <p>○留年、休学者、退学者の状況把握と対応は、科目担当、学務委員、学年担当（チューター）、学務課が連携し適切に行なわれている。</p> <p>○奨学金その他の経済的支援は外部奨学金ならびに学内奨学金を充実させ、適切に実施されている。</p>	<p>○学生に対して、専門員のカウンセリングを受けられることを、相談員及び教員等から積極的に周知する。</p> <p>○少なくともカウンセラー1名の常駐が望ましい。</p> <p>○経済的支援に関しては整備実施されているが、一部活動場所の確保に問題を抱え改善に取り組んでいる。要望に対し適切に対応は難しい部分もある。</p> <p>○障がいのある学生に対する修学支援は、設備環境的に整った新校舎に期待する。ボランティア学生の組織化なども、隣接の社会福祉学部と比べて劣るとみられる。</p> <p>○現状の就職課を改め、キャリアセンターへと発展させる。</p> <p>○近い将来には、すべて学生の自主運営で、</p>

<p>(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 <p>○学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 <p>○学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 <p>○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p> <p>○その他、学生の要望に応じた学生支援の適切な実施</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学生の相談に応じるオフィスアワー（事前連絡をとらなくても教員の研究室を訪れることができる）体制とその他に各学部に2名の相談員を配置している。 ○ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のためのガイドラインを決め、対策委員会を整備し適切に実施されている。 ○年度初めに健康診断を実施し、学生の心身健康保持、増進に努めている。また、毎月の校医による健康相談を実施している。学校医、スクールカウンセラー、学生相談室が設けられているが、医師である学長を除き常駐でないのが欠点である。 ○学生のキャリア支援を行うために各学部就職委員と連携して体制は整備されている。年度当初にガイダンスを実施し、年間の支援計画を周知している。結果として就職率の向上につながっている。 ○学生の部活動支援に関して、学生で構成する学友会を設置し、支援体制は整備されている。 ○その他、要望に応じた学生支援はその都度適切に実施している。 ○文学部では、出席状況を電子メールにより学部内の全教員で情報共有することが慣例化しており、欠席の多い学生や退学希望者等の状況把握と対応は迅速である。その結果として、留年・休学・退学とも減少傾向にある。 ○社会福祉学部では、チューター委員会をほぼ毎月開催し、情報を共有するとともに、支援の必要な学生について担当者を決め、相談に応じている。演習担当、チューター、学生委員会、学務委員会の教員が、悩みや問題を抱えた学生に積極的にアプローチし、問題の早期解決に向けた働きかけができる態勢を整えた。成績不振、留年者及び休学者の状況把握、退学希望者の状況把握と対応については、チューター、学生委員会、学務委員会の教員が相談に応じた。 ○社会福祉士等国家試験の受験に際して抱える不安や悩みについて国家試験対策委員の教員が個別に相談を受けフォローすることができた。また、国家試験受験対策講座、模試等の補習教育を行った。 ○社会福祉学部で作成した学士力向上ガイドブックの活用に 	<p>取り組めるような学生組織の強化を図る。</p> <p>○今後もっと充実した健康相談、学生課との連携を図る必要がある。また、心身に悩みを抱える学生が増えているので、すべての教職員が丁寧な対応を心掛けることが肝要である。</p>
--	---	--------------------------------------	--	---

<p>(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。</p>			<p>より、学生が図書館の活用の仕方をいつでも復習できるようにした。同ガイドブックには、研究に必要な資料や図書を他の図書館から取り寄せする手順を掲載し、学生の研究活動を後押しした。</p> <p>○看護学部での就職活動を支援するため、5月に「就職セミナー」を実施している。ここ数年、就職活動が早まることで、5月にはすでに就職を決めている学生が目立ってきているため、実施時期の再検討が必要である。なお、国家試験を合格し、本人が就職を希望している学生に関しては100%の就職が可能となっている。</p> <p>○看護学部学生の自主的な活動を支援するため、学祭等の運営に関しても、学生中心の運営を応援している。学祭で、学生及び住民を対象とした「認知症サポーター」の育成を企画しており、学生が中心となって運営できるようになりつつある。</p>	
<p>(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S A Ⓑ_Ⓒ C</p>	<p>○修学、生活、進路の支援については本学の現状に照らして概ね充足している。</p> <p>○社会福祉学部では、過去7年間の中退率、原因別などを統計にまとめ、高校生進路ガイダンス場面等で高校教員や保護者から質問されたときにドロップアウト状況を説明することができた。なお、経済的な理由によるものが近年増加していることから、特待生制度や学費20%相当分の割引支援の夢サポート、各種奨学金制度等の案内も合わせて行った。</p>	<p>○2017(平成29)年度のものを含む中退率、原因別などをまとめ、過去8年間の動向表を作成する。その上で、高校生進路ガイダンス場面等で高校教員や保護者から質問されたときにドロップアウト状況を誠実に伝えていく。併せて、経済的な中退を防止するための各種奨学金や教育ローンなどの案内にも努める。</p>

8 教育研究等環境

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
<p>(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示</p>	<p>S A Ⓑ_Ⓒ C</p>	<p>○事業計画書で示された環境整備の方針に基づき、ニーズの高いものから順次計画的に対応するようにしている。また、校舎建替や改築等の大規模な整備については、弘前学院新校舎建設計画委員会の下に設置された、大学新校舎建設計画小委員会が取りまとめた意見・構想案に基づいて、長期的な展望のもとに検討している。</p>	

<p>(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p>	<p>○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</p> <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p>	<p>S ④ B C</p>	<p>○校地面積は設置基準上必要となる校地面積の4倍以上あり、校舎面積も設置基準上必要となる校舎面積を大きく上回っている。</p> <p>○講義室には、天吊り型プロジェクターやW I - F I アクセスポイント、スクリーン、モニター、ビデオ、CDプレーヤー等を設置し、多様な形態で授業が受けられるよう配慮している。また、ネットワーク環境や情報機器の整備については、電子機器管理センターが担当しており、メインサーバーのクラウド化、インターネットや校内LAN、LL教室、電子機器等の保守点検、ホームページの維持更新等を行っている。ネットワーク環境は概ね整っているが、備品等は一部に不足が見られる。</p> <p>○建造物の保守点検については、3年に一度の特殊建築物定期調査において、専門家によるチェック・点検を受けており、その結果に基づいて適宜維持・修繕等の対応をしている。また、衛生管理委員会においても校舎内外の安全に関するチェックを行っている。</p> <p>○バリアフリーに関しては、1999（平成11）年以降に建造した4号館、5号館、6号館には、車いす用トイレが設置されており、5号館、6号館については、エレベーターもある。また、4号館と廊下でつながっている1号館の1階、2階も車いす用トイレを利用できるが、1号館の3階、4階、2号館については、バリアフリー化が遅れている。2014（平成26）年に新築した3号館（学生ラウンジ、大学生協、多目的ルーム）は、設計段階からバリアフリーを意識して、車いす用トイレの設置、通路へのスロープ設置、障がい者用蛇口やスイッチの採用など使いやすいよう配慮している。</p> <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みは不十分である。</p> <p>○2017（平成29）年度新入生から履修届を学生自らパソコン入力により行うオンライン化を実現した。また、作業の不慣れな学生へのサポートを学務課事務職員が行った。</p> <p>○社会福祉学部学生の国家試験対策勉強室を用意し開放したが、利用はほとんどなかった。このため自習室の学習機器の充実化については見送った。社会福祉学部実習指導や演習授業時に必要な機材が揃いつつある。面接場面を再現、グループ討論を行いやすい教室の広さなどを考慮して使用教室配分</p>	<p>○財政健全化が課題となっている現状においては、施設・設備面での即時の対応は難しい状況にあるが、老朽化している1号館、2号館、体育館については耐震診断を実施し、2号館、体育館については耐震補強工事を行った。1号館については、敷地内の別の場所に次年度新築し、その後解体する予定となっている。</p> <p>○新校舎が完成すれば、バリアフリー化を含め、多くの問題点は一掃されると思われるが、それとは別に図書館の改善が望まれる。教職員及び学生の情報倫理の確立については、FD・SDを含め、地道な啓蒙活動が必要である。</p> <p>○初夏6月下旬・7月に天候によっては室温が30度を超える教室があり、エアコンまたは扇風機などの対策が求められる。</p> <p>○社会福祉学部学生の国家試験対策勉強室利用実績を挙げるために学生への周知徹底を図る。</p> <p>○障がい学生支援委員会を中心に校舎・設備のバリアフリー化の必要な箇所の検証を行い、改善を要望していく。</p> <p>○学生委員会の実施するアンケートをはじめ、日常的に学生からの学習環境の改善に関する要望などを聞き、必要な改善措置をとることを引き続き行う。</p> <p>○学生への連絡、成績管理など、ネットワークを駆使した学内環境の整備について検討する。</p>
--	---	----------------------------	---	---

			<p>をすることができた。また、社会福祉実習報告会等は集客人数を考慮して広い教室で行うなど学習環境に配慮した。</p> <p>○社会福祉学部学生の学習環境の改善に関する要望などは学務委員、学生委員問わず専任教員が受付け、各委員会時に報告し、必要な改善措置をとることができた。</p>	
<p>(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p>	<p>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 <p>○図書館、学術サービスを提供するための専門的知識を有する者の配置</p>	<p>S A B C</p>	<p>○建築から34年が経過している図書館は、老朽化が進み、書庫のスペースも不足している。図書館の蔵書数は10万冊以上あり、これ以上増やせない状況にある。内訳は、国内書約8割、外国書約2割、専門書約7割、一般書約3割となっている。また、定期行物も700種類以上所蔵しており、視聴覚資料も2500点以上所蔵している。</p> <p>○蔵書管理、書物検索、Web管理等は、図書館システム「情報館8」を使用している。館内には、OPAC用コンピューター3台、Web用コンピューターが3台あり、図書館LANを通じて本学のOPACにアクセスできるほか、学内LANを経由して他大学等のOPAC、国立情報学研究所のCiniiを初め、数多くの外部データベースを利用することが可能となっている。また、iパッド、ブルーレイプレーヤー、DVDプレーヤー、テレビデオ等を準備し、ラーニングコモンズの環境整備に取り組んでいる。</p> <p>○学生閲覧室は5室あり、座席総数は136席となっている。開館時間は、9時から、平日は16時45分、土曜日は13時45分まで、平日については、19時45分までの時間延長も実施している。図書館の座席数は足りているが、開館時間は季節により延長があるとはいえ短く、通年で午後9時までの開館が望まれるところである。</p> <p>○利用指導については、司書講習を受講した職員を配置し、全学部の新入生に対して、入門的な図書館利用法の指導を行っている。また、各学部の1年次科目の基礎演習や上級学年のゼミや卒業論文の指導の中で、コンピューターを利用した文献検索など、より高度で実地的な利用指導を行っている。</p> <p>○文学部の特性上、学生の自主的な学習を促進するための環境としては図書館が最も重要であるが、質／量ともに不十分である。図書、学術雑誌については、ごく基本的なものは揃っているが、専門的な研究には不十分なレベルというしかない。電子情報等の学術情報資料の整備は決定的に遅れており、最</p>	<p>○財政の健全化が課題となっている現状においては、図書館に関する施設の改築や修繕、設備の更新や修理等ハード面への即時対応は難しく、司書の配置、閉館時間の延長、開館日数の確保、検索システムの整備などのサービス確保に努めつつ、県立図書館と県内各大学図書館、市町村等図書館が連携して行っている「相互貸借サービス」や「図書館横断検索」、大学コンソーシアム学都ひろさきが運営する「ひろさき地域共同リポジトリ」等の積極的な利用に努め、電子化を促進することによってハード面の整備不足を補って行きたい。</p> <p>○データベースへの接続状況を大幅に改善する。（例えばジャパンナレッジへは、学内のドメインから複数台が同時に接続できる契約に変更、予算は図書館予算とし、文学部予算は使わない）。</p> <p>○学生と教員の希望を募り、必要な図書を整備していく。</p> <p>○開館日、時間、貸し出し冊数等利用者の便宜を図っていき、利用するメリットを増やしていく。</p> <p>○看護系の専門書などの利用を促進するための広報活動を行う。</p>

<p>(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p>		<p>も普及しているデータベースである「ジャパンナレッジ」への接続さえ、文学部の経常費予算による端末一台のアクセスにとどまっている。</p> <p>○図書館には司書一名が常駐するが、不足である。</p> <p>○社会福祉学部では、限られた予算の中ではあるが、学部学生からのリクエストなども聞いて必要な書籍を購入することができた。また、情報検索を駆使して他の図書館からの文献複写依頼などを学生が必要に応じてできるように支援できた。</p> <p>○弘前大学図書館との相互協力協定に基づく利用について案内し、同図書館の利用も促すことができた。</p>	
<p>(4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p>	<p>○研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制 	<p style="text-align: center;">S Ⓐ B C</p> <p>○研究に対する基本的な考え方は明示していないが、教員が教育や研究、研修等に専念できるよう研究費や研究室、研究時間等の確保に努めている。また、自らの資質能力を高めるために、科学研究費補助金の獲得に積極的に挑戦するよう奨励している。補助金の取扱に関しては、「弘前学院大学科学研究費補助金取扱要領」を定めて適正な運用に努めている。</p> <p>○個人研究費の金額は、文学部・社会福祉学部においては16万円から40万円、看護学部においては18万円から45万円となっており、今後も現在の水準を保ちたい。使途については、研究活動や学会に関連する消耗品、備品、図書、旅費等の経費に限定している。</p> <p>○教員研究室は、1号館に16室、2号館に8室、4号館に14室、6号館に21室、合わせて59室あり、必要教員数を上回っている。5号館には研究科の研究室が5室ある。一部屋あたりの面積は、平均して24㎡、また、すべての研究室に、机、椅子、書架、ゼミ用机・椅子、暖房器具、電話、インターネット配線等を配備している。</p> <p>○教員の勤務に関しては、①講義・演習・実技その他授業に係るとき、②教授会に係るとき、③校務分掌上必要なとき、④オフィスアワー、⑤その他学長が必要と認めたとき以外は慣例上「勤務場所を離れての研修」として扱っており、学内外での研究・研修時間が確保できるよう配慮している。</p> <p>○研究専念期間については、規程があるが過去10年以上凍結されたままになっている。</p> <p>○ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制は整っていない。</p>	<p>○ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の制度を導入する。上級生が下級生にわからないところを教え互いに学び合う環境づくり、「無償ボランティア型ティーチング・アシスタント(TA)」の仕組み作りを検討する。</p> <p>○外部資金獲得への支援として、獲得のための専従スタッフを置く。また、教員全員に対して、科研費取得を目指した研究計画書の書き方などの講習会の開催について検討する。</p> <p>○研究専念期間については、凍結を解除し、順次研究に専念できるように配慮する。</p>

<p>(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</p>	<p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 規程の整備 ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備</p>	<p>S ㉠ B C</p>	<p>○研究倫理については、「弘前学院大学倫理規程」及び「弘前学院大学倫理審査委員会規程」に、研究対象者の人権や利益等への十分な配慮、研究の倫理的側面に関する審査手続き、審査の基準、対象者の同意の取得、対象者の訴えの権利及び中止又は変更の勧告、審査委員会の構成や運営等について具体的に定めている。また、「公的研究に係る教職員の行動規範」を定め、科研費を獲得している教員へ配布し、ホームページでも公開している。 ○規程が整備されているが、FDとして具体的な例示などが必要なところである。 ○社会福祉学部では、学生に対して基礎演習Ⅰ、Ⅱ、社会福祉学研究方法、人間科学研究方法、専門演習Ⅰ、Ⅱ、社会福祉実習指導Ⅱなどにおいて、文献引用ルール、盗作防止、人権擁護、守秘義務等の研究倫理について繰り返し指導した。 ○倫理審査委員会の委員が変更になるたびに、審査の基準が変更になるなど、倫理審査の基準が曖昧で、混乱をきたしている現状がある。</p>	<p>○研究倫理、研究活動の不正防止に対する意識をさらに向上させるため、日本学術振興会が作成した「科学の発展のために－誠実な科学者の心得－」を全教職員に配布する。 ○研究倫理、研究活動の不正防止に関するFD・SDを実行する。 ○いろいろな機会を通して、学生に対する「研究倫理」に関する指導を徹底する。 ○研究倫理に関する学内組織において、学生の卒業研究の審査のうち、学会発表や学術誌への投稿を検討していない研究計画書においては、審査の基準を変更する必要がある。</p>
<p>(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S A ㉠ C</p>	<p>○適切性の検証や改善については、新戦略会議や情報交換会における中長期目標・計画の取組状況のチェックや自己点検・自己評価委員会における定期的な会議、自己点検・自己評価表の作成、課題改善計画一覧表の作成等とおして行われている。 ○授業評価アンケートによる学生からの評価はあるが、教員による定期的に点検・評価を行うシステムは整っていない。</p>	<p>○FD委員会が授業評価アンケートに記載された授業環境に関わる事項を整理し、学部長に報告して必要な改善対応をとる。 ○FD委員会が非常勤講師を含む学部の全教員に対して、「教育環境として今後整備してほしい事項アンケート」をとり、情報を集約する。結果を学部長に報告して必要な改善対応をとる。 ○教育研究活動の活性化に関する話し合いを行う。</p>

9 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示	S A Ⓔ C	○大学としての社会連携・社会貢献に関する方針は明示していないが、各学部・学科や各委員会、事務局等で必要に応じて適切に対応している。具体的には、地域や関係機関等への講座開放や施設設備の公開・貸出、審議会等の委員就任、研修会への講師派遣等をとおして、積極的に連携・貢献を推進している。 ○大学間の連携については、総務課が窓口となり、関係各学部・学科、各委員会等の協力を得ながら進めている。現在、市内の6大学で運営している「大学コンソーシアム学都ひろさき」や県内10大学、1高専、県、4市が参加する「青森COC+推進機構」の構成員として活動している。また、国際交流に関しては、国際交流委員会、留学生企画委員会、留学生センターが主体となって、連携・貢献を推進している。市町村や商工会議所、弘南鉄道等の外部組織や団体、企業等の連携については、法人本部が主体となって連携を進めている。	○外部との連携に関しては、総務課が窓口となり関係各部署と連絡を取りながら適宜対応しているが、さらに社会連携や社会貢献の充実・推進を図るためには、連携・貢献に関する方針や方策、担当窓口等を明確にする必要がある。 ○社会貢献を行っている教員は、限られていることから、自ら積極的に医療機関などに共同研究などを申し込む対応も必要である。
(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加	S Ⓐ B C	○開放講義は通常の講義・演習を一般市民に開放するもので、ホームページや市の広報誌などで開設講座を紹介している。出前講義は、学校の授業や行事、職場の研修会、市民サークルの会合などに講師を派遣するもので、毎年、講師や講演内容を掲載したパンフレットを作成し、ホームページへ掲載している。 ○看護学部では、リカレント教育や両親学級等を開催し、地域の医療向上に寄与している。また、保健科学研究発表会を介して、地域の医療・健康に関わる大学との連携を深めている。 ○地域総合文化研究所は、地域文化の調査研究を目的に昭和58年に創設され、フィールドワークによる研究、地域の歴史や文化に関する資料収集、講演会やフォーラム、研究成果の公開等の研究活動を行ってきた。講演会やフォーラム、研究発表等については、地域社会にも開放しており、その活動内容をまとめ「地域学」として刊行している。文学研究科との共催により、12月2日に本学を会場にして「郷土の文学」と題する講演会を開催した。弘前市の広報に載せたり、ポスターを作成して近隣の図書館や大学、高等学校に配布したりして、広報に努めている。	○礼拝堂での催物や行事、地域総合文化研究所の活動等については、地域に認知されており、本校の独自性をアピールするためにも、さらに工夫した取組や活動を行う必要がある。 ○弘前市との連携協定の実を上げていく。文学部と関係の深い弘前郷土文学館、青森県近代文学館の企画等にも積極的に参加する。 例；郷土文学館や近代文学館の企画に初期段階から参加、講座の講師を務めるなど。すでに2018（平成30）年度内の企画が2件決まっている。（弘前郷土文学館「戦後漫画の方法と加藤謙一」、青森県近代文学館「平成の青森文学をつぶやく」） ○行政、福祉施設、地域を問わず、社会福祉学部所属教員への講演、講師、委員就任依頼の情報を社会福祉教育研究所に情報を一元化して管理する。この情報をもとに学

<p>(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。</p>	<p>○学外組織との適切な連携体制</p> <p>○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進</p> <p>○地域交流、国際交流事業への参加</p>	<p>○地域住民や卒業生、教職員の献金によって献堂された礼拝堂には、古い歴史のあるステンドグラスやパイプオルガンがあり、一般の見学者も多く、木曜日の礼拝や学内行事のほかに、音楽会や講演会などの会場として、一般市民、卒業生等に広く利用され、地域の人々との交流の場として機能している。</p> <p>○ハンドベルクワイアは、学生と教職員の有志によって構成され、大学行事のほか、近隣の学校や施設などでの演奏奉仕活動も行っている。</p> <p>○交換留学生を2年連続で受け入れており、次年度は交換留学生2名のほか、3名の留学生が入学する予定である。アメリカの3大学、韓国の3大学の連携など、国際交流事業はさかんになりつつある。</p> <p>○国指定重要文化財である「宣教師館」の公開事業が、黒石市の「松の湯カルチャー」において、「出張！弘前学院大学シリーズ」を開催（2017（平成29）年12月～2018（平成30）年2月、計10回。詳細は別紙資料を参照）</p> <p>○文学部日本語・日本文学科の夏季大会／冬季大会には市民も多数来場し、活発な議論が行われるなど、地域の中の大学として存在感を発揮している。</p> <p>○地域の特性として、方言（津軽弁）の研究は、特に重要である。この面の研究においては、日本語・日本文学科の今村教授を中心として、複数のプロジェクトが常時稼働している。その一部は文化庁の委託事業となっている。（詳細は別紙資料を参照のこと。）</p> <p>○社会福祉実習では実習前後に現場の指導者を招いて実習指導連絡協議会を開催し、あわせて実習報告会にも招待し各施設機関と連携した学生教育を実践している。</p> <p>○地域で行われる、夏祭り、商店街活性化イベント、鉄道沿線活性化イベントへの自主的な参加に努めた。地域貢献の活性化とその実現に向けて教員の受け持ちコマ負担を減らし（週8以下）で、地域に出ていけるような環境整備を進めた。</p> <p>○看護学部の科目の中で、NPO法人の代表者にゲストスピーカーとして講義を担当してもらうことがあるが、学生からは実態がわかりやすいと評判が良い。</p> <p>○社会貢献は行っているが、大学内に統括する窓口がないため、成果を一元的に把握することが出来ない状況にある。</p>	<p>部長が所属教員の地域貢献業務の過多を是正するように調整していく。</p> <p>○福祉施設や住民福祉団体からのボランティア募集の依頼に対して、情報提供やフォローアップ体制の整備が必要であることから、社会福祉教育研究所の機能強化を図る。</p> <p>○学生のボランティア活動の窓口がないため、外部からはどこに依頼したらよいかわからないとの指摘があるため、兼職でもよいので窓口を設置する方針を打ち出す必要がある。</p>
---	---	--	--

<p>(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S A Ⓐ C</p>	<p>○適切性の検証や改善については、新戦略会議や情報交換会における中長期目標・計画の取組状況のチェックや自己点検・自己評価委員会における定期的な会議、自己点検・自己評価表の作成、課題改善計画一覧表の作成等をとおして行われている。</p> <p>○教員間の情報共有ができていない、学部全体で計画について話し合うことができていない。</p> <p>○文学研究科では、学務委員会において大学院要覧を見直す中で点検している。</p>	<p>○学内業務を見直し、適材適所の分掌により地域からの要望に対応できる体制を整える。</p> <p>○社会福祉学部において、教員ごとに社会連携・社会貢献の実績を社会福祉教育研究所所報（2018（平成30）年度版）に掲載し公開する。情報公開することで定期検証の一助にする。</p> <p>○学生委員会を中心に、年間計画を立て、実施する。</p>
---	--	----------------------------	---	--

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
<p>(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。</p>	<p>○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示</p> <p>○大学構成員に対する大学運営に関する方針の周知</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>○教育研究や学生支援等に関する管理運営方針については、弘前学院大学組織運営規程、学則、大学院学則等で定めている。また、教職員の就業や服務、給与、福利厚生、経理、物品管理等の規程については法人本部が定めている。</p> <p>○学長及び各学部長が理事を務める法人理事会や、投票で選出された5名の教職員が評議員を務める評議員会において、法人本部が作成した事業計画書が示され、次年度の理事会及び評議員会には事業報告書が提出されている。事業報告書については、ホームページでも情報公開している。</p> <p>○教育研究に関する重点的な取組事項については、2016（平成28）年に「弘前学院大学中期目標・計画」としてまとめ、理事長、学長、学部長、学科長、各主任、事務長等からなる情報交換会において、取組状況のチェックや評価を行っている。また、中長期目標を実行可能なものにして行くため「重点項目達成のための手順」が作成されている。（2017（平成29）年度末現在）</p>	<p>○新戦略会議の目的や方針を要綱にまとめ、組織上の位置づけの明確化を図っており、「弘前学院大学中長期目標・計画」については、次年度より新戦略会議において、取組状況のチェックや評価、改善を重点的に行う予定である。</p>
<p>(2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し</p>	<p>○適切な大学運営のための組織の整備</p> <p>・学長の選任方法と権限の明示</p> <p>・役職者の選任方法と権限の明示</p> <p>・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備</p>	<p>S Ⓐ B C</p>	<p>○学長は理事会の同意を得て理事長が任命し、学部長、研究科長、学科長、宗教主任は、理事長の同意を得て学長が任命している。選任は組織運営規程に基づいて適切に行われている。</p> <p>○2014（平成26）年の学校教育法や同施行規則の改正を受け、内部規程の総点検・見直しを実施し、学長の権限、教授会の位置づけ、意思決定手続き等に関して明確化を図って</p>	<p>○法人本部と大学の間で行われる業務については、基本的には文書を介して行うことになっているが、事務レベルでの打合せやすり合わせ等の機会を多くし、円滑かつ省力的に業務が行われるよう工夫する必要がある。</p>

<p>ているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 <p>○適切な危機管理対策の実施</p>	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理運営にあたっては、全学部的な審議機関である大学協議会や学長の諮問機関的な学長運営会議、各学部の審議機関である教授会、各委員会等での意見や要望を参考にしながら、最終的には学長が主体的かつ明確な意思決定を行い、その判断や意向を受けて管理運営が行われる。また、理事長、学長、各学部・学科、各研究科、各委員会、事務部等の関係については、弘前学院大学管理運営組織図で示している。 ○本学では、法人理事長が大学協議会や学長運営会議、教授会、大学院委員会、研究科委員会、その他打合せや会議等に出席しているため、大学の現状や課題、要望等がストレートに法人本部や理事、評議員等に伝わっており、大学との意思の疎通は十分に図られている。 ○適切な危機管理対策の実施としては、「危機管理委員会」が設置されている。 	
<p>(3) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○予算執行プロセスの明確化及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定 	<p style="text-align: center;">S Ⓐ B C</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の予算は、法人本部から令達される配分経費と特別補正費から編成される。配分経費は、基準経費と必要経費(光熱水費、維持修繕費、印刷製本費、保守清掃費、図書費等)からなっており、学生数及び教員数に応じて算出される。特別補正費は、教職員健康診断費、調整費、入試広報センター経費、大学基準協会経費、施設特別経費など、単年度に特別に補正される経費である。また、特別な事業計画・経費申請がある場合には、予算編成前に計画書を法人本部に提出し承認を得る。 ○大学では令達された経費をもとに、過去の実績や各学部、委員会等からの要望をもとに予算を編成し、予算委員会に原案を提示し、審議・決定する。予算は、学校法人会計基準及び経理規程に則って執行し、会計データは法人本部に集約されるシステムとなっている。また、想定外の緊急な支出が必要となった場合には、法人本部に事情を説明し了承を得る。 ○予算執行プロセスは明確で透明であるが、執行に伴う効果を分析し検証する仕組みは、まだ設定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○予算の執行に伴う効果を分析し検証する仕組みを確立する。

<p>(4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。</p>	<p>○大学運営に関わる適切な組織の構成と人事配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協同) ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善 	<p>S A B C</p>	<p>○事務部門は、1号館1階の事務室に総務課、学務課、学生課が、同じく1号館1階に入試広報センター室、文学部事務室、就職情報室が、2号館1階に社会福祉学部事務室が、4号館1階に電子機器管理センター室が、図書館2階に図書館事務室が、6号館1階には看護学部事務室が配置されている。</p> <p>○事務部の各部署においては、事務長及び各課長、センター長の指示のもと、各学部や学科、各種委員会の業務を適切に分担し、本学の教育研究活動が円滑に行われるよう業務を遂行している。また、学部教授会や大学協議会等の会議に、事務長、各課長、センター長がオブザーバー出席しており、教員と事務部の意思の疎通や相互連携が図られるよう配慮している。</p> <p>○職員数は、2015(平成27)年度32名、2016(平成28)年度28名、今年度26名と推移しており、事務職員の雇用形態には専任、再雇用、契約がある。また、専任職員の高齢化に伴って、再雇用や外部からの嘱託職員、若い契約職員が多くなっており、そのため、60歳前後の高齢職員と30歳前後の若年職員が極端に多く、40歳代のいわゆる中堅職員が不足するという2極化が進行している。事務職員の個人的能力の高さに頼っている側面もあり、現代的な課題に対する体制として十分とは言えない。</p>	<p>○30代の契約職員を専任職員に雇入れ、中核職員としての意識を持たせ、業務の複雑化・多様化に適切に対応できる職場に変える必要がある。また、スクラップ・アンド・ビルドによる業務量の適正化に努める必要がある。</p>
<p>(5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施</p>	<p>S A B C</p>	<p>○事務部では、スタッフ・ディベロップメント(SD)を毎年計画的に実施している。毎週月曜の職員朝会で行う3分間スピーチ、毎年8月下旬に全職員参加で行われる校内研修会、9月に行われる日本私立大学協会東北支部事務研修会(3~4人のローテーションで参加)、新人職員研修会等を実施し、資質能力の向上に努めている。今年の校内研修会は、前半は共愛学院前橋国際大学長による「大学改革を成功させるために必要なものとは」というテーマの講演会(教員と合同)、後半はSDの義務化や教職協同について学習した。昨年もリクルート進学総研所長による教員職員合同の講演会を実施しており、国の教育改革の動向や少子化時代の学内改革の方向性など、事務職員があまり意識していない分野への理解を深めることができた。</p>	<p>○高等教育改革の進展に伴って、業務の複雑化や多様化が進行しており、新しい業務に自らの力で適切に対応できるよう、高等教育改革に伴う教職員研修会を継続して実施する必要がある。</p>

<p>(6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>○監査プロセスの適切性</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>○適切性の検証や改善については、新戦略会議や情報交換会における中長期目標・計画の取組状況のチェックや自己点検・自己評価委員会における定期的な会議、自己点検・自己評価表の作成、課題改善計画一覧表の作成等をとおして行われている。</p> <p>○意思決定プロセスや権限・責任、法人と大学、教学組織と事務部の関係等については明確である。</p>	
--	---	----------------------------	--	--

(2) 財務

点検・評価項目	評価の視点	評価	取組・達成状況	課題・改善方策
<p>(1) 教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。</p>	<p>○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期財政計画の策定 〈私立大学〉</p> <p>○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>○中長期財政計画は、弘前学院創立135年記念5ヶ年計画及び弘前学院中長期計画に基づき策定する予定である。</p> <p>○弘前学院創立135年記念5ヶ年計画に基づき、毎年度、法人全体の事業活動収支差額比率2%～5%の黒字を確保することを目標としている。</p> <p>○2017（平成29）年度は4.4%となった。</p> <p>○法人の財務関係比率及び経営状態分析は理事会において提示し、検討を加えている。</p>	<p>○2018（平成30）年度から5ヶ年の財政計画を策定する。</p>
<p>(2) 研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。</p>	<p>○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）</p> <p>○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み</p> <p>○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等</p>	<p>S A ⓑ C</p>	<p>○財務基盤・配分予算確立のため、学生生徒募集活動の強化、人件費・経費の削減を実施した。</p> <p>○文部科学省科学研究費補助金の採択件数は新規5名・継続2名、採択金額は12,590千円（直接経費9,685千円・間接経費2,905千円）となった。</p> <p>○寄付金は現在、積極的な募集活動を行っていないため収入規模は限られている。</p> <p>○競争的補助金獲得のための組織として「補助金対策委員会」を設置した。</p>	<p>○学生生徒確保のため学内改革を進め、募集対策を更に強化し実施する。</p> <p>○人件費の削減及び各部署における経費の削減に努める。</p> <p>○文部科学省科学研究費補助金への積極的な申請を更に促す。</p> <p>○寄付金の募集は、地域社会の経済状況により厳しい現状にあるが、募集体制を検討する必要がある。</p> <p>○競争的補助金獲得のため、担当職員のみならず、学長をはじめとした教員組織の理解と協力を得る。</p>

評価基準	S：基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。 A：基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。 B：基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。 C：基準に照らして重度な問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。
------	---